

不動産証券化協会認定マスター職業倫理規程

不動産証券化商品市場が投資家の信頼を得て健全に発達するためには、事業に従事するプレイヤーが高度の専門能力とともに、プロフェッショナルの自己規律として高い職業倫理や行為規範を有していることが不可欠である。

一般社団法人不動産証券化協会（以下「本協会」という。）が、不動産証券化に関する高度な専門知識と高い職業倫理を有するとして不動産証券化協会認定マスターの資格を認定した者（以下「マスター認定者」という。）が呼称できる「不動産証券化協会認定マスター」という称号は、「不動産証券化に関する高度な専門知識と職業倫理を身に付けた者」の証であり、マスター認定者は、この「不動産証券化協会認定マスター職業倫理規程」（以下「本倫理規程」という。）を遵守し、専門家に相応しい公正かつ適正な行動に努め、市場の健全な発展に貢献しなければならない。

I. 総則

（専門知識・能力の研鑽）

1. マスター認定者は、不動産証券化商品について専門知識と実務応用能力を向上させるため、不断の研鑽に努めなければならない。

（法令・規則等の遵守）

2. マスター認定者は、関係法令及びこの職業倫理規程その他本協会の定める諸規則を遵守し、顧客に対し公正に職務を遂行しなければならない。

（忠実義務）

3. マスター認定者は、職務の遂行にあたっては、専門家に相応しい良識に基づいて十分な注意を払い、顧客の最善の利益に資することに専念し、自己及び特定の第三者の利益を優先させてはならない。また、全ての顧客を公平に取り扱わねばならない。

II. 適切な情報提供と利益相反の防止

（適切な情報開示）

1. マスター認定者は、顧客が合理的な選択と判断ができるよう、常に正確で適切な情報の提供に努めなければならない。

（不実情報の禁止）

2. マスター認定者は、自らの職業行為とその能力（投資成果を含む。）に関して、虚偽、誇大又は誤解を生じさせるような不実の表示をしてはならない。

(未公開重要情報の取扱い)

3. マスター認定者は、投資の価値に影響のある未公開の重要情報の取扱いに十分な注意を払わなければならない。

(顧客情報の保護)

4. マスター認定者は、顧客に関する情報を厳格に管理し、業務上知り得た当該情報を誤用あるいは悪用してはならない。顧客の承諾なしに流用することは行ってはならない。

(利益相反の防止)

5. マスター認定者は、顧客に対して利益相反事項があると判断されるときは、これを顧客に明示しなければならない。顧客が同意した場合を除き、その取引において当事者となり又は自己の利害関係者の代理人となってはならない。

Ⅲ. 資格者としての責任

(社会的信頼の確立)

1. マスター認定者は、本協会のマスター資格制度及び本協会の信頼を損なう行為をしてはならない。

(称号の使用)

2. マスター認定者は、その称号を使用する場合には、称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いなければならない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 2023 年 11 月 21 日 理事会決議
2023 年 11 月 21 日 改正 (会長決裁)
2025 年 4 月 1 日 適用

以 上